



教えて！マイナちゃん！

パート
②

～マイナンバーカードの健康保険証利用について～



マイナンバーカードは保険証として使えるの？

病院を受診する際、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよ。

ただし、利用には※申込みが必要だよ。

保険証利用申込み
↓ こちらから ↓

※申込方法

- ・スマートフォンのマイナポータルアプリから
- ・セブン銀行のATMから
- ・医療機関や薬局の窓口に設置する顔認証付きカードリーダーから
- ・鏡野町役場の住民税務課、各振興センター窓口にて



Android
マイナポータルアプリ



iPhone
マイナポータルアプリ

マイナポイント第2弾で保険証利用申込みをされた方は登録が完了しているよ。

また、使える医療機関・薬局は、順次拡大しているので確認をしてから利用してね。

厚生労働省ホームページで確認可能だよ。 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

<鏡野町で利用できる医療機関・薬局>

鏡野町国民健康保険病院、鏡野町国民健康保険奥津診療所、鏡野町国民健康保険上齋原診療所、
鏡野町国民健康保険富診療所、一般財団法人共愛会芳野病院、そよかぜ薬局（吉原29）、
西村眼科医院（令和4年10月10日現在）



今までの保険証はそのまま使えるの？

もちろん、従来の保険証でも受診は可能だよ。

マイナンバーカードがあれば就職・転職・結婚・引っ越しをしても新しい保険証の発行を待たずに※保険者での手続きが完了次第、受診できるよ。

※医療保険者が変わるのは加入の届出が必要です。



医療機関に行ったらどうやって使うの？

顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認するよ。

（顔認証、もしくは数字4桁の暗証番号が必要になります。）

※操作方法は医療機関・薬局にてお尋ねください。



お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係 担当：竹井・入木 電話 (0868) 54-2985

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当：小林・村島 電話 (0868) 54-2025